平成２３年（フ）第４５２号
大阪府泉大津市虫取町１丁目５番２―502号
債務者　福留　美樹（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４５６号
大阪府泉佐野市西本町14番32号、前住所大阪府泉佐野市日根野1478番地の11
債務者　大西　弘恵
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４６１号
大阪府岸和田市春木泉町１番２―506号
債務者　吉野　憲一
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４６２号
大阪府和泉市箕形町４丁目６番93―106号、前住所大阪府東大阪市池島町３丁目５番５号エス・アヴェニュー201号
債務者　堀内　珠美（旧姓山﨑）
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４６６号
大阪府貝塚市名越777番地11
債務者　間木かおり（旧姓廣野）
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４６７号
大阪府阪南市鳥取中330番地
債務者　森　　雅子（旧姓岸上）
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４６８号
大阪府和泉市緑ケ丘２丁目22番12号、前住所大阪府和泉市伯太町３丁目11番29号
債務者　前田　貴代（旧姓永濵）
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４７１号
大阪府貝塚市東山２丁目16番６号
債務者　森下　光子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４７２号
大阪府岸和田市天神山町１丁目５番13―301号
債務者　大久保好雄
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４７５号
大阪府和泉市伯太町１丁目13番７―701号、前住所東京都大田区中馬込２丁目１番８号サンハイツ馬込206
債務者　金田明子こと　金　　明子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４８４号
大阪府貝塚市石才391番地アーバンクレスト石原Ａ―２号
債務者　宇江多香子（旧姓松浦）
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４８８号
大阪府岸和田市八幡町15番15号
債務者　村田　　薫
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４９３号
大阪府岸和田市箕土路町１丁目８番26号ボンリビエール吉田Ｂ201号、前住所大阪府岸和田市箕土路町１丁目７番31号
債務者　田中　　香（旧姓岩崎）
1　決定年月日時　平成23年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４４号
長崎県長崎市大籠町655番地
債務者　西　　和孝
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１０９号
長崎県長崎市出来大工町18番地、住民票上の住所長崎県長崎市本河内３丁目39番13号　長岡アパート１Ｆ
債務者　榎島　英已
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１８８号
長崎県長崎市さくらの里１丁目16番15号
債務者　佐々木ちはる
1　決定年月日時　平成23年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２０９号
長崎県長崎市平山町1155番地６
債務者　南　　薫
1　決定年月日時　平成23年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係